National Teachers Union of Private Universities and Colleges

私大ユニオン・ニュース

題字：奥平　康弘

第８６号
2023/06/24

全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館６階
電話03-3262-2151　FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088　http://upuc.org/

岸田政権の原発政策の大転換に反対する

5月31日、GX脱炭素電源法案が、自民党・公明党与党両党と日本維新の会・国民民主党・参政党等の賛成多数で可決、成立した。その実態は、グリーントランスフォーメーションとは名ばかりで、原発の再稼働・運転期間の延長・新増設を推進すべく、これまでの原発政策の大転換を強引に図ろうとするもので認められない。

福島原発事故後、原発とは共存できないことが誰にも明白となり、福島では一瞬にして住民が故郷を失い、今でも苦渋の思いで避難生活を強いられて故郷に戻れない人々が多くいる事実を決して忘れてはならない。

強制送還を助長する入管法改定に抗議する

重田　久子（組合員）

2021年の通常国会で廃案になった出入国管理及び難民認定法（以下入管法）の改定案が今国会で一部修正されたものの、ほぼ同じ内容で再提出された。そして、6月8日、参議院法務委員会で怒号飛ぶ中、強行採決され賛成多数で可決、翌9日の本会議でも自民、公明、日本維新の会、国民民主の賛成多数で可決・成立した。

2021年、名古屋入管の収容施設でスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさんの死亡事件が起きた。当時、収容の在り方が問題視され世論に押され廃案になったにも関わらず、何の改善点も示されることなくこの改定案が提出された。4月18日付けの国連人権理事会の特別報告に関して、報告者からの日本政府に向けての共同書簡の中で「旧法案と何ら変わらず、国際的な人権基準を下回っている」と指摘され、内容の見直しを求められていた。

可決した「改定法案」は、①保護すべき者を確実に保護し、②その上で在留が認められない外国人は、速やかに退去させ、③収容する場合には適正な処遇を実施し、収容に変わる管理措置の新設を提案し、不必要な収容をしない、という出入国在留管理庁（以下入管）の考え方に基づいている。

保護すべき対象者は保護されるのか

難民条約上の難民以外に紛争避難民など保護すべき「補完的保護対象者」の認定制度を設け、対象者の範囲を拡げるとすることは評価出来る。が、しかし、既に日本にいる保護すべき「対象者」を保護出来ているのか。日本の難民申請者の難民認定率は、2022年度は2％で、ドイツなどと比べても極端に少ない。また、審査についても不認定となった場合の理由も開示されず、「公正」に審査をされているのか不透明である。なぜ不認定だったのかも分からないまま複数回の申請を余儀なくされる。今保護を必要としている対象者を保護していないにも関わらず、拡大してもその制度が正しく運用されるのか疑問である。

とにかく還したい

難民申請中の申請者は何回めであっても送還が停止される現行ルールから3回め以降の申請者に関しては審査中でも強制送還の対象としている。さらに3回めからは自国の政府から迫害されている新しい証拠を提出しなければ認められない。身の危険を感じ逃げ出した自国に、また戻されるかも知れない不安を抱えて生活しなければならなくなる精神的負担は計り知れない。

入管は送還を免れるための申請を繰り返す「濫用」を防ぐためというが、認定率の低さで分かるが、本当の難民すら救えていないのに、「濫用」を強調する。そのために難民申請者の申請のハードルをあげるのは、難民認定をせずに日本から出ていかせたい、いや、そもそも日本に来ても認めないから来るなと言っているのではと思えてしまう。

収容されなくても自由ではない

入管は「不必要」な収容はせず、支援者らが「監理人」となり、監理人の下で生活しながら、退去の手続きを進める「監理措置制度」を設けるとしている。収容施設に入らず支援者らの下で生活できると聞くと、一見「人道的」に見えるが、彼、彼女らは生活のために働くことも出来ず、県を超えての移動も出来ない。また、支援者（監理人）は入管に対して必要に応じて生活状況の報告義務があり、怠れば、刑事罰の対象となる。

現行でも収容せず、「仮放免」されるには保証人が必要である。しかし、報告義務はない。改定法案は、より一層「監視」をさせ、支援者との関係を主従関係に変えようとしている。

まだ終わりではない

残念ながら、入管法改定案は可決成立してしまった。しかし、この審議の過程で入管収容施設内の医療の不備、入管職員による収容者への暴力なども明らかになり、旧態依然の入管の在り方にも注目が集まっている。また、難民審査参与員制度の問題も露呈し、審査制度自体の透明性も求められている。法案成立で終わりではなく、これ以上改悪にならないよう今後も注目していきたい。